

# 広野町障害者活躍推進計画

令和2年3月23日

広 野 町

## 1 策定背景

- 平成30年に、国及び地方公共団体の多くの機関において障害者雇用率制度の不適切計上があり、法定雇用率が達成していない状況が明らかになりました。
- 令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、国及び地方公共団体は、厚生労働大臣が定める障害者活躍推進計画作成指針により、障害者活躍推進計画を作成し、公表することとなりました。
- 障がい者雇用を進める上で、「障がい者の活躍」の推進が必要になります。  
「障がい者の活躍」とは、障がい者一人ひとりが、能力を有効に発揮できることにあり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障がい者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すものです。
- 本町の障がい者の活躍に寄与する体制等の整備を行うため、障害者活躍推進計画を策定します。

## 2 策定主体

- 任命権者による障がい者の人事管理等の体制の確立を通じ、障がい者の活躍の推進に寄与するため、本計画の主体は、町長部局とします。

## 3 計画期間

- 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。
- 計画期間内においても取組状況等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 周知・公表

- 策定又は見直しを行った計画は、職員に周知するとともに、ホームページにて公表を行います。
- 計画に掲げる取組状況等について、毎年度ホームページにて公表します。

## 5 目標

### (1) 採用に関する目標

- 目標  
計画期間中における各年6月1日時点の法定雇用率以上の雇用率を確保します。
- 評価方法  
毎年の任用状況通報により、雇用率を把握・管理を行います。
- 参考  
令和元年6月1日時点の法定雇用率 2.5%  
実雇用率 3.57%

### (2) 定着に関する目標

- 目標  
不本意な離職者を極力生じさせない取組を実施します。
- 評価方法  
毎年の任用状況通報の同時期に、人事記録を元に、対象職員の定着状況を把握・管理を行います。

## 6 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を促進する体制整備

- 障がい者雇用推進者の選任  
障がい者雇用推進者として総務課長を選任します。
- サポート体制の確保  
組織内の人的サポート体制を（障がい者雇用推進者、人事担当者、支援担当者等）を整備するとともに、組織外関係機関（福島労働局、相双公共職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、相談体制の確保を行います。
- 相談体制の維持  
人的サポート体制、各種相談先等が、人事異動等に変更が生じたときには、当該状況に応じて変更を行います。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 業務内容とのマッチング  
新規採用若しくは人事異動、又はその他障がい者からの要望があった際には、面談等を行い、障がい者の特性と業務内容が適切にマッチングしているか確認を行い、必要に応じて検討を行います。
- 身体障がい等における職務の選定及び創出  
身体障がい等により従来の業務の遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局等の関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

#### ①職務環境

- 作業体制  
障がい者からの要望を踏まえ、作業マニュアルの整備やチェックリストの作成、作業手順の簡略化や見直しを検討します。

○ 必要な配慮の実施

新規に採用した障がい者については、定期的に面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

②募集・採用

○ 採用・選考時の対応

障がい者の要望を踏まえて、拡大印刷、筆談等による対応をするなど採用・選考の実施に当たっては、必要な配慮を実施します。

○ 不適切な取扱いの不実施の徹底

次に掲げるような取扱いは実施しません。

- ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 就労支援機関に所属・登録しており、在職期間中支援が受けられることといった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

(4) その他

○ 障がい者の活躍の場の拡大

国等による障害者就労施設等から物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。